

防災視聴覚教材及び防災啓発資機材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、防災視聴覚教材及び防災啓発資機材（以下「教材等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 教材等の貸出対象は、学校、企業、その他関係機関・団体を原則とし、その他福山市長（以下「市長」という。）が必要と認めた者とする。

(貸出しの教材等)

第3条 貸出しする教材等は、別表のとおりとする。

(貸出しの手続き)

第4条 利用者は、防災視聴覚教材及び防災啓発資機材借受申請書（第1号様式）に必要事項を記入して申請するものとする。

2 市長は、前項の申請について第2条及び第5条の規定に適合することを確認の上、貸出しを決定するものとする。

3 市長は、貸出しを決定したときは、防災視聴覚教材及び防災啓発資機材承認・不承認通知書（第2号様式）を貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）に交付するとともに借受者が守るべき事項を周知させるものとする。

(貸出しの制限)

第5条 教材等の貸出しは、営利を目的とすると認めた場合は、これを許可しない。

2 借受者は、教材等の貸出しを許可した目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、教材等を転貸し、又は譲渡してはならない。

(貸出期間)

第6条 教材等貸出期間は、7日以内とする。ただし、教材等の管理上又は運営上支障がないと市長が判断したときは、この限りではない。

(教材等の受領並びに返納)

第7条 教材等の受領並びに返納は、総務局総務部危機管理防災課においてこれを行う。

2 教材等の貸出期限が到来したとき、又は貸出期限前において市長がその返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。

(使用料)

第8条 教材等の使用料は、徴収しない。

(管理義務)

第9条 借受者は、教材等を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

2 借受者は、教材等を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

(利用状況報告の義務)

第10条 借受者は、教材等の利用結果について教材等利用状況報告書（第3号様式）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年） 3月26日から施行する。

この要綱は、2008年（平成20年）10月 1日から施行する。

この要綱は、2009年（平成21年） 6月29日から施行する。

この要綱は、2009年（平成21年）10月15日から施行する。

この要綱は、2010年（平成22年） 3月12日から施行する。

この要綱は、2011年（平成23年）10月 3日から施行する。

この要綱は、2014年（平成26年） 5月 1日から施行する。

この要綱は、2015年（平成27年） 4月15日から施行する。

この要綱は、2016年（平成28年） 4月 1日から施行する。

この要綱は、2020年（令和2年） 1月29日から施行する。

この要綱は、2021年（令和3年） 3月 9日から施行する。

この要綱は、2022年（令和4年） 1月12日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年） 4月 1日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年） 12月23日から施行する。

この要綱は、2026年（令和8年） 4月21日から施行する。

別表

貸出項目	番号	物品名
防災視聴覚教材	1	水害発生その時（DVD：22分）
	2	地域で減災（DVD：24分）
	3	災害時要援護者対策の進め方（DVD：27分）
	4	高潮の真実（DVD：27分）
	5	その時、あなたは どうする（DVD：10分） （緊急地震速報のしくみと心得）
	6	幸せ運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～（DVD：146分）
	7	地震だ！その時どうする？（DVD：18分）
	8	ふせごう 一家具等の転倒防止対策―（DVD：21分）
	9	サル太郎地震には負けないぞ！（アニメDVD：15分） （地震への備え大作戦）
	10	がんばってます！自主防災 地域の力で減災（DVD：25分）
	11	津波・命を守る心構え（DVD：20分）
	12	改訂版 大地震発生！（DVD：18分）
	13	問われる住民の防災力（DVD：22分）
	14	2014・8・20 広島市土砂災害の記録（DVD：24分×3）
	15	テレビカメラが見た 東日本大震災（DVD：105分）
	16	20世紀日本の地震災害（DVD：40分）
	17	東日本大震災 岩手の記録（DVD：56分40分14分8分）
	18	急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！（DVD：18分）
	19	地域が主役 避難所の開設と運営のしかた（DVD：24分）
	20	地震発生、いのちを守る10か条（DVD：20分）
	21	記録的大雨から いのちを守る10か条（DVD：21分）
	22	防災の備えと意識10か条 能登半島の地震が残した教訓 （DVD：21分）
	23	能登半島の地震 震度7 広い範囲で起こった強い揺れ （DVD：23分）
防災啓発資機材	24	非常時持ち出し品セット・家具転倒防止器具他
		・毛布 ・避難キット赤ちゃん用 （おむつ・哺乳瓶・ガーゼ等） ・避難セット女性用 （流せるナプキン・ヘアブラシ等） ・LED パームラジオ ・非常用飲料水袋・携帯トイレ ・寝袋 ・保存用飲料水・保存用食料・使 い捨てカイロ ・アルミブランケット ・ホイッスル ・衛生セット （歯みがきシート、ウェットティッ シュ等） ・防災用ヘルメット ・救急セット （三角巾、ガーゼ、タオル等） ・モバイルチャージャー ・家具転倒防止キット ・地震対策粘着シート ・ガラス飛散防災フィルム ・セイフティーハンマー

第1号様式

防災視聴覚教材及び防災啓発資機材借受申請書

年 月 日

福 山 市 長 様

次の教材等を借り受けたいので申請します。

番 号	貸出物品名	
申 請 者	団 体 名	
	住 所	
	責 任 者	
	借 受 者	
	借 受 者 電 話 番 号	
利 用 目 的		
利 用 場 所		
貸 出 日		
返却予定日		

防災視聴覚教材及び防災啓発資機材貸出承認・不承認通知書

年 月 日

様

福 山 市 長

(総務局総務部危機管理防災課)

先に申請がありました防災視聴覚教材及び防災啓発資機材（以下「教材等」という。）の貸出しについて、次のとおり決定します

承 認	不承認
-----	-----

【承認の場合】

番 号 ・ 貸出物品名	
貸 出 日	年 月 日 ()
返 却 予 定 日	年 月 日 ()
使 用 場 所	

【利用上の注意事項】

- 1 借受者は、教材等を目的以外に使用してはならない。
- 2 借受者は、教材等を転貸し、又は譲渡してはならない。
- 3 借受者は、教材等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- 4 借受者は、教材等を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

※ 貸出時には、本通知書を持参してください。

※ 紛失・破損等があった場合は、直ちに危機管理防災課（TEL：928－1228）に連絡すること。

【不承認の場合】

理 由	
-----	--

防災視聴覚教材及び防災啓発資機材利用状況報告書

年 月 日

福 山 市 長 様

見出しのことについて、次のとおり報告します。

番 号 ・ 貸 出 物 品 名			
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
使 用 場 所			
使 用 目 的			
対 象 者 及 び 人 員			
教 材 状 況 等	防災啓発資機材に傷はないか、 破損していないか 有 無	有の場合 状況記入	
	防災視聴覚教材に傷はないか、 画像は鮮明か。 有 無	有の場合 状況記入	
	教材等を紛失していないか。 有 無	有の場合 状況記入	
団 体 名			
記 入 責 任 者 名 前		電話番号	

※ 防災視聴覚教材及び防災啓発資機材について、御意見・御要望があれば記入してください。